

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社ワイド
長野県伊那市西町5845-1

2. 指名停止措置期間

平成26年4月4日から平成26年6月3日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

株式会社ワイドは、平成24年12月、建設コンサルタント登録の「鋼構造及びコンクリート部門」の部門登録追加申請を行った際に、常勤性の欠落した者を技術管理者として登録するため、虚偽の書面を作成し、申請書の添付書類として提出し登録を受け、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請において、これを使用し虚偽の申請を行った。このことが、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当するとして、東北地方整備局より2ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
（不正又は不誠実な行為）
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070